

## 公告第 402 号

次のとおり公募型企画コンペ（企画提案競争）を執行する。

令和 8 年 1 月 20 日

郡山市長 椎根 健雄

### 第 1 業務概要

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| 1 業務名    | ふくしま＆ラッキー市内周遊スタンプラリー運営業務委託   |
| 2 業務内容   | 別紙「仕様書」のとおり                  |
| 3 履行期間   | 契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで |
| 4 提案上限金額 | ¥1,597,750 円（消費税及び地方消費税を含む。） |

※ この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※ この金額を超えた提案は失格とする。

### 第 2 参加資格要件

公募型企画コンペに参加できる者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 郡山市内に本社又は営業所等を有する者であること。
- 2 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4 参加申込時において、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置期間中の者でないこと。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかつたものとみなす。
- 6 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

## 7 共同企業体

共同企業体により企画コンペに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- (3) 1及び2の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。
- (4) 3から6までの要件について、共同企業体の全構成員が満たしていること。

## 第3 実施要領及び様式等の入手方法

ふくしま＆ラッキー市内周遊スタンプラリー運営業務公募型企画コンペ（企画提案競争）実施要領（令和8年1月20日制定。以下「実施要領」という。）及び様式等については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト一入札・契約ポータルサイト一入札情報－その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/169038.html>

## 第4 担当部局

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課（担当：曾田）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2621 ファクシミリ 024-924-0059

電子メール kankou-kankou@city.koriyama.lg.jp

## 第5 参加申込書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和8年1月28日（水）午後5時15分まで（必着）
- 2 提出先 郡山市文化スポーツ観光部観光政策課宛て提出
- 3 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。

## 第6 企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和8年2月13日（金）午後5時15分（必着）
- 2 提出先 郡山市文化スポーツ観光部観光政策課宛て提出
- 3 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。

## 第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 募集要領等に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合
- 6 契約締結までに、国又は地方公共団体の契約に係る指名停止等措置を受けた場合

## 第8 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 ふくしま＆ラッキー市内周遊スタンプラリー運営業務に係る企画提案審査会設置要綱（令和8年1月20日制定）に基づき設置する審査会（以下「審査会」という。）において、実施要領等で定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトに、次の内容を公表するものとする。  
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
  - (1) 事業者名
  - (2) 契約候補者名及び次順位者名
  - (3) 各参加者の評価点
  - (4) 審査の経過及び審査委員

## 第9 契約条件

- 1 提出された提案書類について審査会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。
- 4 契約保証金については、免除とする。
- 5 契約書の作成を要する。
- 6 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

## 第10 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 3 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出書類は返却しない。
- 5 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、発注者は、提案内容の審査や本業務の公表等、発注者が必要と認める場合、提出書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- 6 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護さ

れる第三者の権利を使用した結果生じた責任は、参加申込者が負うものとする。

7 提出書類は、参加申込者に無断で本企画コンペ以外の目的では使用しない。

8 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。